

▶ “食べる”が支える！上越市地産地消推進キャンペーン

☎ 農業振興課 (☎025-520-5751)

対象店舗で上越産食材を使用した対象商品を購入または注文し、スタンプを集めて応募すると、抽選で参加店舗共通商品券（3千円分）などが当たります。さらに、Wチャンス賞やInstagramの投稿による景品も用意しています。

時11月3日④・⑤まで 申参加店舗と農業振興課窓口に設置してある応募箱への投函のほか、郵送または電子申請システムから



詳しくは



お知らせ

▶ 10月は土地月間です 土地に関する手続きをお忘れなく

詳しい条件などは、市ホームページをご覧ください。

●一定条件を満たす土地取引には届け出が必要です

区 分		国土利用計画法に基づく届け出※1	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届け出
取引面積	市街化区域内	2,000㎡以上	5,000㎡以上
	市街化調整区域内	5,000㎡以上	-
	非線引き都市計画区域	5,000㎡以上	10,000㎡以上
	都市計画区域外	10,000㎡以上	-
取引形態		売買、交換、営業譲渡、譲渡担保など	有償譲渡
届け出義務者		権利取得者（買主）	権利譲渡者（売主）
届け出期限		契約締結日から2週間以内	契約締結日の3週間前まで
提出・問合せ先		総合政策課 (☎025-520-5626)	都市整備課 (☎025-520-5763)

※1 届け出期限内に届け出を行わなかった場合や虚偽の届け出をした場合は、罰せられることがあります。

※2 道路法、都市公園法などで決められた道路、公園などの施設等



国土利用計画法
に基づく届け出



公拡法

●一定規模以上の開発行為には許可または事前協議が必要です

○許可が必要な開発行為（都市計画法）

申問都市整備課 (☎025-520-5763)

区 域	開発許可が必要となる面積	都市計画区域
市街化区域	1,000㎡以上	上越都市計画区域
非線引き都市計画区域	3,000㎡以上	柿崎都市計画区域、妙高都市計画区域
都市計画区域外	10,000㎡以上	



開発許可制度

※市街化調整区域は、面積の大小に関わらず、開発許可が必要な場合があるため、事前に相談してください。

○事前協議が必要な開発行為（上越市大規模開発行為の適正化に関する条例）

申問総合政策課 (☎025-520-5626)

事業の区分	面積の区分		
	都市計画区域		都市計画区域外
	用途地域	用途地域以外の地域	
1 宅地の造成（2～4の事業を目的とするものを除く）	対象外	対象外	3,000㎡以上
2 ごみ処理施設または産業廃棄物の処理施設の設置	1,000㎡以上	1,000㎡以上	1,000㎡以上
3 一般廃棄物の最終処分場または産業廃棄物の最終処分場の設置	全て対象	全て対象	全て対象
4 スポーツ施設またはレクリエーション施設の設置	対象外	1,000㎡以上	1,000㎡以上
5 砂利、岩石、土などの採取	対象外	1,000㎡以上	1,000㎡以上

※上記の表に該当する開発行為であっても、都市計画法に基づく開発許可申請や新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱に基づく協議が必要となる開発行為などは、条例に基づく市との協議が不要となる場合があります。



上越市大規模開発行為
の適正化に関する条例

もよおし・講座

募集

無料相談